

平成 18 年 2 月 10 日

事務事業の厳しい見直し等による国の行政機関の定員の 5 年 5%以上の純減を確保し、総人件費改革を実行するため、次により、各府省の最大限の協力を求める。

1 月 6 日の閣僚懇談会における検討要請事項に加え、以下の個別事項について、定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに係る個別具体的な取組方策を関係府省において自ら検討する。その結果は、3 月下旬を目途に報告する。

(追加検討要請事項)

登記・供託関係、国有財産管理関係、労働保険(労災)関係、官庁営繕関係、国土地理院関係、自動車登録関係、気象庁関係

このほか、以下の 4 事項については、各事項における業務・定員のスリム化の取組、諸外国における業務執行体制等の資料提出を求めた上で、取扱いを検討する。

防衛施設関係、国税関係、特許関係、空港整備関係

(注) 1 月 6 日の閣僚懇談会における要請について

1 個別具体的な取組の検討要請事項

以下の 8 事項について引き続き関係府省において検討を深め、2 月下旬を目途に内閣官房に報告

(1 月 6 日検討要請事項)

農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係、ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係、森林管理関係、国立高度専門医療センター関係

2 地方支分部局等の見直し、IT 化による業務のスリム化

内閣官房の協力要請を受けて総務省が中心となり重点的な見直し作業を実施。各府省はこれに格段の協力